

事業 優先順位		1	細事業:嘱託・アルバイト任用事業					整理 番号		01	
目的		業務内容に応じ、嘱託・アルバイトの活用を行うことにより、効率的な行財政運営を図る。									
目標		業務内容に応じた嘱託・アルバイトの任用を、適切に行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年度	昭和47年度以前	根拠 法令	地方公務員法第3条第3項第3号、同法第22条第5項					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数 参 考				平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			19,439			総コスト（千円）			25,787	
	財源 内訳	一般財源		19,439			内 訳	事業費		19,439	
		国府支出金		0				人件費		6,348	
		地方債		0				公債費		0	
		その他特定財源		0				一人あたり（円）		228	
				0			世帯あたり（円）		547		
				0			職 員 数（人）		0.80		
			0		再任用職員数（人）				0.00		
今後の方向性		今後とも業務内容に応じた嘱託、アルバイトの任用を適切に行う。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	嘱託・アルバイト約800人						
	A	A	B								

事業：人事管理事業

平成２４年度においては、前年度に引き続き、職員の勤務条件の維持向上、研修及び福利厚生の実施を図るとともに、職員の意向を把握する自己申告制度の活用や職務経験などを考慮した適材適所の職員配置を行った。また、平成２３年度に引き続き、全職員を対象に人事評価を実施し、人材育成や昇任試験等に活用することで、職員のやる気を高め、能力を発揮させるよう努めた。

また、服務規律及び綱紀を厳正に保持するよう通達・指導を行うなど、適正な人事管理の運営に努めた。

細事業：嘱託・アルバイト任用事業

平成２４年度においては、前年度に引き続き、事務事業の執行上、高度な知識、経験及び特別な資格などを必要とする業務や、正職員でなくても対応可能な業務については、アウトソーシング等指針に基づき、非常勤嘱託員や臨時的任用職員（アルバイト職員）の活用を推進することにより、定員（職員数）の適正化に努めた。

職員が産前・産後休暇の取得や育児休業の請求、あるいは疾病による休職を命ぜられるなどの理由により長期の不在となった際に、不在職員の業務を他の職員で補いながら、正職員でなくても担えるものについては臨時的任用職員（アルバイト職員）を活用することにより、業務を円滑に進めるよう努めた。

また、他の所属において生じた突発的な事務への対応や、時間外勤務の多い職員の健康管理の観点から、ワークシェアリングとして、上記と同様に正職員でなくても担える事務については臨時的任用職員を任用することにより、正職員の時間外勤務の抑制・減少に努めた。

<人事課予算による臨時的任用職員の任用件数等>

	長期の不在による任用	ワークシェアリング
対象職員（事案）数	21	8
任用者数	24	15